

「第13回やわたはま産業まつり」
「第8回ダルメイン World マーマレードアワード&フェスティバル in Japan」
開催（企画、設営、運営等）業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、「第13回やわたはま産業まつり」「第8回ダルメイン World マーマレードアワード&フェスティバル in Japan」開催業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

「第13回やわたはま産業まつり」「第8回ダルメイン World マーマレードアワード&フェスティバル in Japan」開催（企画、設営、運営等）業務

(2) 業務の目的、内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年12月21日まで

(4) 予算（見積限度額）

金 4,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記予算額は、第13回やわたはま産業まつりに係る費用とし、第8回ダルメイン World マーマレードアワード&フェスティバル in Japanに係る費用については、実行委員会・受注者が協議して別途決定する。また、仕様書に定めのない事項で追加の費用負担が生じる場合は、実行委員会・受注者が協議して別途決定する。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしている者であること。

- (1) 令和7・8年度年度八幡浜市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、登録され競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に

該当しないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 本業務に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、八幡浜市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成24年7月19日要綱第18号）又は八幡浜市製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成17年3月28日要綱第63号）による入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 八幡浜市暴力団排除条例（平成23年八幡浜市条例第37号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

5 質疑の受付及び回答

(1) 提出方法

実施要領、仕様書等に係る質疑は、質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受け付けないものとする。なお、電子メールを送信した後に、やわたはま産業まつり実行委員会事務局（八幡浜市商工観光課）まで送信した旨の電話をすること。

(2) 質疑様式等

様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「第13回やわたはま産業まつり等開催業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、及び電子メールアドレスを記載すること。

(3) 提出期限

令和8年5月8日(金)正午までとする。(必着)

(4) 提出先

やわたはま産業まつり実行委員会事務局（八幡浜市商工観光課内）

E-mail：syokokanko@city.yawatahama.ehime.jp

電話番号：0894-22-3111（代表）内線1443

(5) 回答方法

- ア 回答の対象となる質問は参加表明書の提出があった者からの質問とする。
- イ 上記アの質問については、令和8年5月13日(水)までに、参加表明書の提出があった全ての者に対し、電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（別紙のとおり）
- イ 企画提案書（様式自由）
- ウ 見積書

(2) 企画提案書の作成上の留意点

- ア 企画提案書は、業務の実施方針、概要、アピール点、工夫した点等について、簡潔かつ明確に記載すること。
- イ 事業所間の連携により、共同事業体での提案も可とする。

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(4) 失格事項

- 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 見積書の金額が2(4)の予算（見積限度額）を超える場合
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 選定方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション審査の実施

ア 実施日程 令和8年6月11日（木）（予定）

イ 実施場所 八幡浜市役所八幡浜庁舎内の会議室

※実施日時、場所等の詳細については、企画提案者に別途連絡する。

※参加者が多数となったときは、プレゼンテーションの実施方法等を変更する場合がある。この場合は、別途参加者にその旨を通知する。

ウ 実施方法

①説明は20分以内、質疑応答は10分程度とする。

②プレゼンテーションの順番は参加表明書の提出順とする。

③説明は、提出した企画提案書の内容に基づき説明すること。

④プレゼンテーションで、プロジェクター等を使用する場合は、事前に申し出ること。

⑤評価は、見積書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて評価する。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、評価の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点（400点満点）が240点未満の場合は、候補者として選定しない。

8 審査結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、下記項目において八幡浜市ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、評価結果（総合点）

(2) (1)以外の参加者の名称及び評価結果（総合点）

※(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

- (3) 審査委員の所属及び役職名並びに氏名

9 日程

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 実施公告	令和8年4月20日(月)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和8年4月20日(月)から 令和8年5月 8日(金)まで
③ 参加表明書の提出期限	令和8年5月 8日(金)
④ 実施要領等に関する質疑回答	令和8年5月13日(水)
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和8年6月 8日(月)
⑥ プレゼンテーション審査	令和8年6月11日(木)(予定)
⑦ 審査結果の通知・公表	令和8年6月中旬(予定)
⑧ 業務委託契約の締結・業務開始	令和8年6月中旬(予定)

10 契約手続

- (1) 受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。
- (2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

11 その他留意事項

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書等を提出した後、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、やわたはま産業まつり実行委員会事務局から指示があった場合を除く。
- (4) 企画提案書等を提出した後、やわたはま産業まつり実行委員会事務局が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。

12 提出・問合せ先

やわたはま産業まつり実行委員会事務局（八幡浜市商工観光課内）

担当 宮田

愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号 TEL0894-22-3111 内線 1443

E-mail : syokokanko@city.yawatahama.ehime.jp